

## 各種予防接種のご案内

各種予防接種費用の一部または全額が助成されます。期限内の接種をお願いいたします。



### ①麻しん・風しん混合予防接種 2期

■予防接種期限 令和5年3月31日

■対象者

幼稚園・保育園年長相当年齢  
(平成28年4月2日～平成29年4月1日生)

■助成額 全額

※期間を過ぎた場合、全額自己負担

■持参するもの

予診票・母子健康手帳

### ②二種混合予防接種 (ジフテリア・破傷風)

■対象者

- ①小学5年生で誕生日を迎えた児童
- ②小学6年生で未接種の児童
- ③中学1年生で13歳に満たない未接種の生徒

■助成額 全額

※13歳になってからの接種は、全額自己負担

■持参するもの

予診票・母子健康手帳



### ③高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種

■予防接種期限 令和5年3月31日

■対象者

①下記表に該当する年齢の方

年齢	生年月日
65歳	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生
70歳	昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生
75歳	昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生
80歳	昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生
85歳	昭和12年4月2日～昭和13年4月1日生
90歳	昭和07年4月2日～昭和08年4月1日生
95歳	昭和02年4月2日～昭和03年4月1日生
100歳	大正11年4月2日～大正12年4月1日生

②60歳から65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に日常活動が極度に制限される程度の障害、ヒト免疫不全ウイルスによって免疫の機能に日常生活が不可能な程度の障害がある方

※これまでに「23価肺炎球菌ワクチン」を1回以上接種したことがある方は対象となりません。

■助成額 3,000円

■持参するもの 予診票・身分証明書  
(健康保険証・マイナンバーカード等)

※必ず予約をしてください。

### ◎接種機関と該当予防接種

医療機関	①麻しん・風しん	②二種混合	③高齢者用肺炎球菌
桑波田診療所	●		●
相良整形外科			●
東内科小児科クリニック	●	●	●
池田温泉クリニック			●
ふくまる皮フ科クリニック	●	●	●
よしみクリニック	●	●	●
垂水中央病院	●	●	●

※①麻しん・風しん混合予防接種2期、②二種混合予防接種(ジフテリア・破傷風)の予診票をなくされた方は、再発行しますので、ご連絡ください。

※高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種を市外の医療機関で接種を希望される方は、ご連絡ください。

◎問い合わせ先：保健課健康増進・元気プロジェクト係 ☎内線138・164

## 特定不妊治療・不育症治療等の費用を助成します。

体外受精及び顕微授精等による特定不妊治療及び不育症の検査・治療を受けている夫婦に対し、医療保険適用の有無に関わらず治療費等の一部を助成する事業です。

※令和3年度以前に特定不妊治療を開始し、令和4年度中に治療が終了する方は、1回に限り鹿児島県の助成金もあわせて受け取ることができます！

※不育症検査費用についても、検査内容により鹿児島県の助成金もあわせて受け取れる場合があります。鹿児島県の助成事業については、鹿屋保健所(☎0994-52-2105)までお問い合わせください。

■対象者 (次の要件をすべて満たすもの)

①法律婚または事実婚の夫婦であること

※法律婚の夫婦

夫婦いずれか一方または両方が、垂水市内に住所を有していること

※事実婚の夫婦

夫婦両方が垂水市内に住所を有し、垂水市の住民登録によって事実上の婚姻状態が確認できること

②市税、市営住宅使用料及び保育園の保育料等の納期到来分に未納がないこと

③特定不妊治療については、治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること

■申請方法 (次の書類を保健課へご提出ください)

①垂水市不妊治療費等助成金申請書兼請求書

②不妊治療費等助成事業検査受検証明書

③当該治療等に係る領収書

④申請者名義の口座の写し

⑤その他市長が必要と認める書類

また、婚姻関係の確認書類として

①法律婚で別世帯の場合は、戸籍謄本

②事実婚の場合は、戸籍謄本及び事実婚関係に関する申立書が必要となります。

ただし、鹿児島県の不妊助成事業または不育助成事業の決定通知書等をお持ちの方は、必要書類を省略できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

### ◎対象治療/金額/回数

区分	特定不妊治療	不育症治療
対象治療	医療保険適用に関わらず、鹿児島県またはその他都道府県が指定した医療機関において行われた特定不妊治療。	医療保険適用に関わらず、国内の医療機関において行われた医師が必要と認めた不育症の検査及び治療。
対象費用および上限額	治療に要した費用。 1治療あたり10万円が上限。 ※場合により、県の助成金も受け取れます。	検査及び治療に要した費用。 1治療あたり10万円が上限。 ※場合により、県の助成金も受け取れます。
助成回数	初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が □40歳未満・・・6回 □40歳以上43歳未満・・・3回	制限を設けない。



問 垂水市役所 保健課  
健康増進・元気プロジェクト係 ☎内線138